

## 平成27年度第1回学長選考会議議事概要

日時 平成27年5月27日（水）10時00分～11時40分  
場所 福岡教育大学事務局第二会議室  
出席者 喜多議長，田中副議長，城戸，徳田，春山，山形，伊藤，大竹，甲斐，清水の各委員  
欠席者 谷井委員，片平委員  
列席者 安部人事企画課長，北村人事企画課副課長，関根人事企画課主査，高田人事企画課課員

○ 審議に先立ち，事務局から配付資料の確認と各委員の自己紹介があった。

### 【議 題】

1. 国立大学法人福岡教育大学学長選考会議委員が学長候補者に推薦された場合の細則の一部改正について
  - 副議長から，国立大学法人福岡教育大学学長選考会議委員が学長候補者に推薦された場合の細則の一部改正について，新旧対照表に基づき次のような説明があった。
    - ・改正理由は，字句の修正のための一部改正であり，改正箇所は第2条中「第9条」を「第8条」に，第3条中「前項」を「前条」に，第4条中「前項」を「前条」に改正するものである。
  - ◎ 結論
    - ・承認
2. 学長選考の概略及び学長選考スケジュールの確認について
  - 副議長から，学長選考の概略及び学長選考スケジュールについて，資料に基づき説明があった。
  - 委員から次のような発言があった。
    - ・現学長から次期学長への引き継ぎ等を考慮して，学長候補者決定日から着任日までの期間に余裕を持たせた日程がよいのではないか。
  - 議長から次のような発言があった。
    - ・本日お示ししているスケジュールは，あくまで基本形として考えている。進行の状況によっては日程を流動的に変更していく必要があると考える。
3. 学長に求める資質・能力等について
  - 議長から次のような説明及び発言があった。
    - ・学長の基準として，九州で唯一の教育大学であることを考慮した内容であること，また，引き続き大学改革を担うことのできる方を学長候補者としてほしい，ということが学長選考会議の意思として伝わる内容にすべきではないか。
  - 委員から次のような発言があった。
    - ・ミッションの実現，学長のリーダーシップ，グローバル化を基本に，改革を推進させることを学長の基準の柱とすればよいのではないか。

- ・福岡教育大学のミッションだけではなく、ミッションに記載のないものについても学長の基準に盛り込む必要があるのではないか。
- ・学長の基準は大学のPRでもあることから、福岡教育大学の長を前面に打ち出したほうがよいのではないか。
- ・文部科学省の大学改革の流れ中で、これからの学長に求められる最大のものは経営能力ではないか。また、その経営能力の中核は、変化対応力であり、多種多様な変化に対応し運営を進めていくことがリーダーシップであり改革であるとする。
- ・今後は、単に学内の代表という意識を持つだけではなく、福岡教育大学を運営するうえで、必ず勝ち残るといふ経営姿勢や経営意識、また経営能力を持っている方に是非学長になっていただきたいと考える。
- ・民間企業では、経営者はリーダーシップの発揮と同時に社員の意識を経営者の目指す方向に持っていくため、社内組織の中堅や実務等の各層ごとに講演会や方針説明会等を行うなど、多様な仕掛けや仕組みを考え、理解や納得させる努力をしている。本学でもこのような取り組みを行ってもよいのではないか。
- ・福岡教育大学は教育委員会、教育事務所や地域の学校等の教育団体との連絡・連携を組織的に取っていくことが非常に大切なことであるため、その仕組み作りを学長の基準の柱のひとつとしていただきたい。
- ・学長選考会議は選出した学長を評価していかなければいけないことから、学長の基準を作成するにあたり、評価という観点や具体的な内容を盛り込む必要があるのではないか。
- ・学長の基準の柱として、資質・能力として不易的なもの、ミッションとして福岡教育大学が目指す中期的なもの、課題としてミッションを実現するために直ちに行わなければならないものを記載すればよいのではないか。
- ・経営者が毎日課題を作り出し解消していくことが経営であるということから考えると、あらかじめ学長の基準に具体的な課題を記載し過ぎないほうがよいのではないか。

◎ 結論

- ・継続審議

4. その他

○ 委員から、議事概要及び委任状の取扱いについて、次のような発言があった。

- ・議事概要の公表により、公平性、透明性を担保させ、公表時期は、議事の内容や進行状況により学長選考会議が判断したほうがよいのではないか。
- ・学長選考会議委員は一身専属の権利であることから、委任状は認めない方がよいのではないか。

◎ 結論

- ・議事概要の公表により、公平性、透明性を担保させ、公表時期は、議事の内容や進行状況により学長選考会議が判断する。
- ・委任状は認めない。